自由処分

11. その他(具体的に記入)

2/4

記入例

2. 建設副产物地共和 (字本) 搬入と単位が違うので注意 マニフェスト等と合わせる 指定副産物 現場内利用:減量 生量 現場外搬出について 再資源利用 減量化 現場内利用 の種類 伝票と合わせる 促進率 (掘削等) 施工条件 減量法 用途コード 搬出先場所 ⑤再生資源 場外搬出時 搬出先の種類 の用途 ②利用量 うち 現場内 コード ③減量化量 4.現場外搬出量 搬出先名称 区分 内容コー うち現場内 ②+③+⑤ ×100 の性状 *10 コード * 13 利用促進量 =2+3+4 運搬距離 *11 改良分 改良分 前田道路㈱ 3. 自由 33202. 岡山県倉敷市 5 km 2. 中間再生 27.9 2. 民 8 トン 0トン 3. 埋戻 コンクリート塊 100 トン 搬出先 km トン トン トン 建設発生木材 搬出先 km トン 設(木材が廃棄物に トン 搬出先2 トン km トン 搬出先1 前田道路㈱ 2. 民 1. A指定 33202. 岡山県倉敷市 6 km 2. 中間再生 40トン トン アスファルト・ 100 コンクリート塊 トン トン 搬出先2 トン トン km トン 搬出先1 前田道路㈱ 2. 民 1. A指定 33202. 岡山県倉敷市 6 km 2. 中間再生 0.5トン その他のがれ 100 トン機出先 トン km トン トン トン トン 建設発生木材 搬出先 トン トン マニフェストと合わせる (伐木材、除根材 HMS処分はその他のがれき類へ記入 搬出先2 % トン トン トン 搬出先 トン トン 建設汚泥 搬出先2 トン トン トン km トン トン トン % 搬出先 km トン トン 建設混合廃棄物 建 トン トン トン 搬出先 km トン トン トン 7 km 2. 中間再生 搬出先1 ㈱伊藤運商店計量所 3. 自由 33202. 岡山県倉敷市 0.4トン 0.4 2. 民 0.4 金属くず 100 設 トン km トン トン 搬出先 km トン 残管処分重量を記入 廃塩化ビニル 搬出先2 管・継手 トン km トン トン 廃プラスチック(廃 搬出先1 トン km 搬出先 km トン トン % 手を除く) 搬出先 km トン 廃石膏ボード 搬出先: % km トン 搬出先 km トン 物 紙くず 搬出先2 トン % km トン トン 石綿管処分等があれば記入 搬出先 トン km アスベスト (飛散性) 搬出先2 km トン その他の分別さ 1. A指定 33202. 岡山県倉敷市 搬出先1 ㈱アチューマットクリーン 2. 民 10 km 7 7. 内陸処分 0.1トン た廃棄物 0 トン (石綿管 トン トン km 搬出先: km トン た廃棄物 搬出先2 トン km トン トン 搬出先 km 地山ma 地山m3 第一種 建設発生土 地山m: 地山m3 地山m km 地山ma 地山m3 地山m3 % 1. A指定 33202. 岡山県倉敷市 10 km 2. 中間再生 129 地山m3 搬出先1 ㈱アートコーポレーション () 地山m3 129 2. 民 129 第二種 100 建設発生土 地山m 地山m3 地山m km 地山m3 地山m 設 搬出先 km 地山m3 地山m3 第三種 建設発生土 地山m 地山m3 地山m 搬出先 km 地山ma % 搬出先 地山m3 地山m3 km 第四種 建設発生土 地山m: 地山m3 地山m 搬出先2 km 地山ma 地山m: 地山m3 % 搬出先 地山m3 地山m3 km 生 浚渫土 % 地山m 地山m 地山m 搬出先2 地山ma 地山m3 0 129 129 129 土 合 計 100 地山m 地山m3 地山m3 コード*13(詳細は「表11」参照のこと) コード * 11 コード * 10 コード * 12 施工条件について 再生資源利用促進 最終処分場・その他 注2:再生資源利用促進量について 1.路盤材 2.裹込材 1.焼却 2.脱水 3.埋戻し材 3.天日乾燥 A指定処分 他の工事現場(内陸:公共、民間を含む) 6. 最終処分場(海面処分場) 現場外搬出量④のうち、搬出先の種類 4.その他(具体的に記入) 4.その他(具体的に記入) . 中間処理施設(焼却以外)・土質改良プラント 7. 最終処分場(内陸処分場) (コード*13)が1.~5.の合計 (発注時に指定されたもの) B指定処分(もしくは準指定処分) . 売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、 8. 建設発生土受入地 (発注時に指定されていないが、発注後 代金を得た場合) 9. 建設発生土ストックヤード(再利用工事未定) 率を確認すること . 建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている場合) に設計変更し指定処分とされたもの) 10. 中間処理施設(焼却)

. 他の工事現場(海面埋立、海岸、海浜事業含む)